



【1】農業振興基本計画策定の趣旨

本市では、令和5年9月に制定された「四国中央市農業振興条例」に基づき、「四国中央市農業振興基本計画」を策定し、将来の目指すべき姿と施策や方針を定め、取り組むこととしています。

【2】計画において定める事項

四国中央市農業振興条例第10条において規定されています。

四国中央市農業振興条例第9条（施策の基本方針）に基づき基本計画を定める。

【3】計画の期間

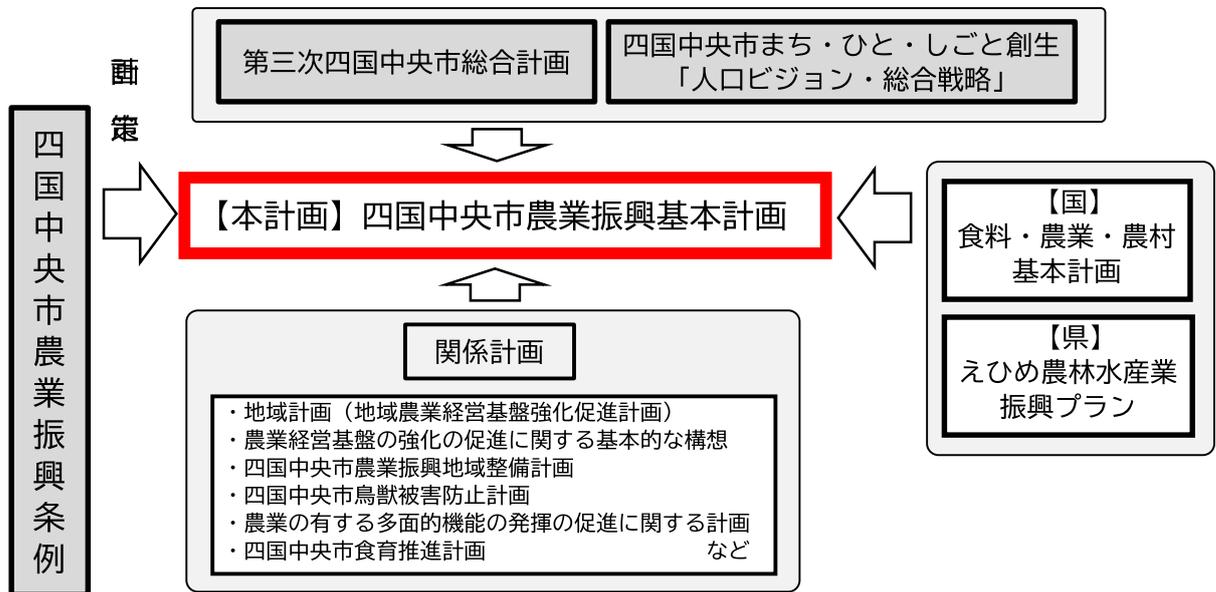
令和8年度から17年度（10年間）

令和13年度に中間見直しを行います。



【4】計画の位置づけ

本計画は、本市の市政運営の指針となる上位計画「第三次四国中央市総合計画」、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」などとの整合性を図りつつ、本市の農業振興を推進する基本計画として位置づけるものです。



【5】四国中央市の主な取り組み

1・担い手の確保・育成

四国中央市農業振興センター（ワンストップ窓口）を核に関係機関と連携して農業経営を総合的に支援するとともに経営支援体制の強化を図っています。

2・生産基盤の充実

農業水利施設の長寿命化や中小規模の農地などの整備を行うほか、優良農地の集約化や有害鳥獣対策、耕作放棄地対策などの生産基盤の強化を進めます。

3・ブランド力の強化と流通の活性化

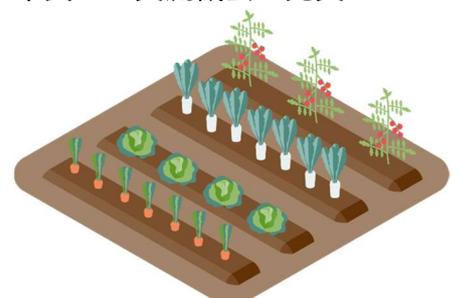
さといも、やまのいも、茶、五葉松など特産品のブランド力の強化など、生産者の経営の安定につながる取り組みを進めます。

4・参加・交流イベントの展開

産業祭の開催、体験学習の推進など生産者と消費者、市民との交流機会の充実を進めます。

5・やまじ風対策

気象観測データの集積や発生予報情報の有効活用。



【6】基本方針

本市における重要な産業の一つである農業が持続的に発展するために、四国中央市農業振興条例第9条に基づき、5つの基本方針に分けて施策を展開します。

■基本方針1：担い手の確保・育成と耕作放棄地対策

次世代の後継者となる多様な担い手を確保・育成し、地域農業の将来にわたる継続を目指します。また、耕作放棄地・遊休農地の拡大防止及び再生に向けた取り組みによって、地域の農地を守り、安全・安心な農畜製品の安定供給と農業を活性化させる交流事業に取り組めます。

■基本方針2：販売力の強化

高い収益性を確保した生産体制・流通の仕組みを構築するとともに、魅力発信に努め、四国中央市産農畜製品の販路拡大と農業経営の安定化を目指します。

■基本方針3：生産力の強化

食料の安定供給を確保し、維持するためには、農業の生産性向上が必須です。農作業の効率化や収量拡大に資するスマート農業の推進に取り組めます。

■基本方針4：鳥獣害対策の推進

農業経営に大きな経済的打撃を与え、耕作意欲減退の要因となりうる鳥獣被害に対し、より効果的な対策による早急な対応を進め、農業に集中して取り組むことができる環境を整備します。

■基本方針5：生産基盤の整備

農業を営む上で、基盤となる施設の整備及び維持管理を適正に行うことで、持続的な産業として維持します。



【成果指標】

基本方針	施策	項目	基準値	目標値
【基本方針1】 担い手の確保・育成と 耕作放棄地対策	新規就農者の確保と定着支援	新規就農者数	4人	40人
	認定農業者の育成	認定農業者更新率	87.5%	84.1%
	経営体育成と法人化の促進及び 農業の環境づくり	法人数（認定農業者）	24法人	30法人
	農地の適正管理と保護	担い手への農用地の 利用集積率	30%	38%
	交流事業の展開と 食育を通じた地産地消の推進			
【基本方針2】 販売力の強化	安全・安心な農畜産物の生産	各種認証取得件数	14件	15件
	地域特産物のブランド化と 販路拡大及び情報発信の推進	販路開拓事業活用件数	2件	20件
【基本方針3】 生産力の強化	省力化支援とスマート農業の推進	ドローンによる 防除面積	約30ha	約43ha
【基本方針4】 鳥獣害対策の推進	鳥獣害対策の強化と被害の 未然防止策の推進	防護柵設置支援件数	36件	250件
	有害鳥獣捕獲隊の支援と確保	有害鳥獣捕獲隊数	154人	150人
【基本方針5】 生産基盤の整備	農業生産基盤の確保及び 多面的機能の維持	多面的機能支払制度 取組組織数	12組織	12組織
	中山間地域への支援	中山間地域等 直接支払制度取組組織数	6組織	6組織

【7】 推進体制

本計画における施策を効率的に実施するため、関係機関・団体と設置している協議会等における相互連携により、各関連施策を推進します。また、施策や取組ごとに策定している関連計画との整合を保ちながら、より具体的な計画による農業振興施策を推進します。

【8】 評価・進行管理

本計画については、進捗状況の点検・評価を実施し、必要に応じて施策の取組段階における見直しを行います。

